

災害救助法が適用された地域において被害を受けられた皆様へ

令和8年7月29日
株式会社あそしあ少額短期保険

今回の令和8年熊本地震に係る災害等（災害のおそれを含む。以下同じ。）により、被害を受けられました皆さまに心よりお見舞い申し上げます。弊社では、災害救助法が適用された地域において被害を受けられたご契約者の皆様に、「継続契約の締結手続き」ならびに「保険料のお支払い」について、一定期間の猶予措置を設けるなどの特別措置を実施いたします。

これらの措置の適用をご希望されるご契約者様は、下記の担当窓口までお問い合わせ下さい。
担当窓口：0120-953-827
受付時間：月～金午前9時30分～午後5時（土・日・祝日・年末年始休業期間を除く）

事故受付：0120-936-058（AI電話事故受付）
受付時間：24時間365日対応
今回、災害救助法が適用された地域は次のとおりです。

都道府県	法適用日	災害救助法適用市町村
熊本県 (10市10町1村)	7月28日	熊本市（くまもとし）、八代市（やつしろし）、水俣市（みなまたし）、山鹿市（やまがし）、菊池市（きくちし）、宇土市（うとし）、上天草市（かみあまくさし）、宇城市（うきし）、天草市（あまくさし）、合志市（こうしし）、下益城郡美里町（しもしきぐんみさとまち）、菊池郡大津町（きくちぐんおおづまち）、菊池郡菊陽町（きくちぐんきくようまち）、阿蘇郡西原村（あそぐんにしはらむら）上益城郡御船町（かみましきぐんみふねまち）、上益城郡嘉島町（かみましきぐんかしままち）、上益城郡益城町（かみましきぐんましきまち）、上益城郡甲佐町（かみましきぐんこうさまち）、八代郡氷川町（やつしろぐんひかわちょう）、葦北郡芦北町（あしきたぐんあしきたまち）、葦北郡津奈木町（あしきたぐんつなぎまち）

以上